

**神戸市空家空地対策の推進に関する規則第3条の
市長が特に認めるものを定める件について**

1 (趣旨)

神戸市空家空地対策の推進に関する規則(以下「規則」という。)第3条の市長が特に認めるものについて定めるものである。

2 (対象)

規則第3条の「市長が特に認めるもの」とは、山林等と建築物の敷地である宅地との境界部分であって、当該宅地側に著しく張り出した立木竹の枝葉等が直接的な原因となり、著しく保安上危険となるおそれのあるもの又は生活環境を害しているものをいう。

附則

(施行期日)

平成28年10月1日から施行する。

判断基準

特定空地等分類	悪影響の程度と危険等の切迫性			
イ 保安上危険	地域住民等の生命、身体又は財産に危険を及ぼすおそれがある	地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険を及ぼすおそれがある	地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険が切迫している	地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険がさらに切迫し放置できない
ロ 衛生上有害	— (※)	— (※)	— (※)	— (※)
ハ 景観阻害	— (※)	— (※)	— (※)	— (※)
ニ 生活環境保全	地域住民等の生活環境に著しい悪影響を及ぼしている	— (※)	— (※)	— (※)
措置の範囲	助言又は指導相当	勧告相当	命令相当	代執行相当

※通常は実施しないが、市長が必要と認める場合は実施することができる。

特定空地等分類

- イ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ロ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ハ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ニ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空地等